



与薬について

保育園は、健康な乳幼児の集団生活の場であることから、園児に対する与薬は原則行わないこととしています。

しかし、医師の指示などでやむをえず与薬が必要な場合に限りお薬をお預かりいたします。

① 受診時は、保育園で薬の使用ができないことを医師にお伝えください。

② 登園前、帰宅後に服用が可能な薬は、家庭で服用してください。

③ 市販の薬、解熱剤、坐薬、吸入薬は、与薬対象外です。

④ 与薬が必要な場合は、「与薬依頼書」に必要事項を記入し、医師が処方した薬1回分を持参してください。(記載漏れがあると与薬できないこともあります。)



⑤ 1回分のみを持参してください。水薬の場合は1回分を小さな容器に移してください。(容器には、必ず氏名と時間を書いてください)

園内での事故とケガ発生時の保険

1. 災害共済給付制度へ加入 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)

保育園の管理下で、児童の災害(負傷、疾病、障害又は病気)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・保育園・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

※ 原則として全員加入

※ 療養に要する費用が5,000円以上のものが対象

2. 賠償責任保険 (新潟市保育課が一括加入)

賠償責任保険	
保険の対象	保育園児全員
保険料	新潟市が全額負担(保護者負担なし)
免責金額	なし
保険金の支払条件	管理者(新潟市)の過失
保険金額(填補限度額)	対人 1名 3,000万円
	1事故 3億円
	対物 1事故 100万円